

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 5 4 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 2 年 9 月 4 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の対象

農林課

第 2 監査の期間

令和 2 年 5 月 20 日（水）、21 日（木）

第 3 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に平成 30 年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。

(3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

(4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

(1) 公印の管理状況

(2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

(3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

主に監査の対象とした平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指導事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1 平戸市農業農村整備事業補助金について

平戸市農業農村整備事業補助金交付要綱別表中、補助率は原材料費相当額のみ補助を受ける場合、補助率が事業費の100パーセントとするとしているが、機械の借上げ料も全額補助となっているものが見受けられた。機械の借上げ料を全額補助するのであれば、その旨要綱に明記するよう検討されたい。

2 県北地域有害鳥獣被害防止対策協議会への負担金の取り扱いについて

平戸市は県北地域有害鳥獣被害防止対策協議会へ狩猟免許取得のための負担金を支出しているが、協議会の総会資料では平戸市から補助金として受け入れている。実態は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金による補助金に連動して、狩猟免許取得経費のうち、受験料の1/2を市が補助する仕組みとなっている。ところが、平戸市農林水産部農林課所管の国庫及び県費関係補助金等交付要綱にはこの補助が明記されておらず、補助金交付の根拠がないまま、負担金として支出している。要綱と実態が合っていないので整合性に努められたい。

3 農道荻田線法面吹付工事について

本工事は、平成30年5月24日に6者による入札執行が不落となった。その後、平成30年4月1日以降の発注工事から変更になっていた現場管理費率及び一般管理費率が最初の設計段階ではシステムに反映されていないことが判明したので、システムを更新し新たに設計書を作成した。こうしたことは設計額の信頼性

を損なう恐れがある。今後は、入札が無駄にならないよう設計書作成には留意されたい。

第6 むすび

本市農業の活性化を目指して、今後 10 年間の方向性を示すものとして平戸市農業振興計画を令和 2 年 3 月に策定している。これによると、平成 27 年度までの 10 年間は農業就業人口で 40.3%の減少、経営耕地面積で 12.5%の減少（農林業センサス）となっている。また、農業販売額では平成 26 年度の 51 億 8 千万円から平成 28 年度には 57 億 9 千万円に達したが、平成 30 年度は 53 億 6 千万円となっている。このことは、農業の担い手が減少していることや販売流通体制及び市場価格の動向の影響を受け、平成 29 年度以降農業販売額が減少傾向にあると考えられる。

一方、農業振興に関する予算支出を見ると、平成 25 年度に 8.9 億円から平成 30 年度には 10.9 億円と伸びがみられる。

農業を取り巻く情勢は厳しいが、農業が若者にも魅力ある産業となり、農村が快適で活力のある定住の場となることを目指して（農業振興計画より）、今後とも担い手の育成に積極的に取り組み、多様性のある農業の振興に期待します。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの